

輪島市監査公表第 31 号

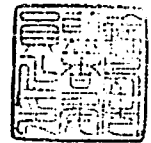
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月9日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月2日（金） 福祉課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 法内扶助費（生活保護）については、輪島市においても不況の影響もあり保護世帯が増となっている。病気をしていない65歳までの方に対し訪問し就労を進める取り組みが伺われた。高齢のため雇用率等においては、難しい面が多々あるようだが、ハローワークとの連携を図り一人でも多くの方が自立し生活できるよう支援していただきたい。
- 遺族会については、旧門前・旧輪島の運営面等の問題点が見受けられるが、今後においては、統合に向けて努力すべきと思われる。
- 今年度より、5年計画で地域福祉計画がスタートされた。社会福祉協議会との連携、福祉業務を行なっている各機関との連携を図り、住民のニーズを把握し、現状と課題を踏まえて充実した福祉行政を目指し業務に取り組んでいただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①保育料の滞納について

保育料の滞納額削減に向けての具体的な対策を示していただきたい。